

死亡届 手続き一覧

主な手続きとして次のようなものがあります。

項目	手続きおよび【必要なもの】	場所	担当課
戸籍	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡の事実を知った日から7日以内に死亡届を提出してください。 【死亡届書、届出人の印鑑(届出人順位は1.親族 2.同居者 3.家主 4.地主 5.家屋管理人 6.土地管理人です。なお、後見人・後見人補佐人・補助人・任意後見人の方からも届出していただくことができますが、作成後3ヶ月以内の登記事項証明書の原本、または裁判書の謄本の確認が必要となります。)、小松島市葬祭場を利用の方は火葬料(火葬場でも支払可。)] ★提出した市区町村と住所地や本籍地が違う場合は、役所間で住民票や戸籍に関する通知をしますので、記載までに1週間程度かかります。 	市役所1階 ①番窓口	市民生活課 (32-2112)
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届により死亡事項を記載しますので、届出の必要はありません。ただし、なくなられた方が世帯主で、その世帯にご家族が2人以上いる場合は、住民異動届(世帯主変更)を提出してください。 		
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ○印鑑登録証(カード)をお返してください。 		
住基カード	<ul style="list-style-type: none"> ○交付を受けている方はカードをお返してください。 		
電子証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○届出の必要はありません。(自動で失効します) 		
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ○被用者年金加入の方が死亡し、配偶者が第3号被保険者の場合、3号→1号の種別変更の届出が必要です。【基礎年金手帳・認印】 ○国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、妻が60~65歳まで寡婦年金を請求できる場合があります。 ○死亡月の前月まで1号被保険者として保険料を36カ月以上納めた方が、年金を受けずに亡くなったとき、死亡一時金を請求できる場合があります。 ○国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格(原則として25年)を満たした人が死亡したとき、18歳未満の子のある妻に遺族基礎年金が請求できる場合があります。 ○国民年金(基礎年金)を受給されていた方が死亡したとき、未支給(死亡届)の届出が必要です。(届出は徳島南年金事務所へ) ○老齢福祉年金を受給されていた方が死亡したとき、未支給(死亡届)の届出が必要です。 	市役所1階 ③番窓口	健康増進課 年金係 (32-2113)
小松島市 国民健康保険 (市国保)	<ul style="list-style-type: none"> ○資格喪失届を提出してください。【国保証・認印】 ○葬祭費の請求をしてください。【国保証・葬儀執行人名義の口座(ゆうちょ銀行以外)の分かるもの・認印】 ○市国保以外の保険の被保険者が亡くなり、扶養家族であった人が市国保に加入する場合は、「資格喪失証明書」をお持ちください。【資格喪失証明書・公的機関が発行した写真入りの身分証明書(運転免許証等)・認印】 ○保険料は再計算して後日お知らせします。 ○公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。 	市役所1階 ⑤番窓口	健康増進課 国保係 (32-2113)
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ○「被保険者証」・「各認定証」をお返してください。 ○「葬祭費の支給請求」及び「申立書・誓約書」の提出をしてください。 【被保険者証・葬儀執行人名義の口座の分かるもの・印かん・葬儀執行人が葬祭を行ったことがわかる書類(埋火葬許可証・会葬御礼ハガキ・埋火葬に要した費用を支払った領収書など)・相続人代表者の本人確認書類】 ○高額療養費が発生している場合は、「高額療養費支給申請」が必要です。 【印かん・相続人代表者名義の口座の分かるもの】 ○保険料は再計算して後日お知らせします。 ○公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。 		
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○受給者証をお返してください。 ○受給者が亡くなった場合は、主として生計を維持する保護者を新しい受給者に認定します。【お子様の保険証、認印(新しく受給者となる方が転入された場合などは所得課税証明書も必要になることがあります。)] 	市役所1階 ④番窓口	健康増進課 老人保健係 (32-2113)
母子医療	<ul style="list-style-type: none"> ○受給者証、認定書を変更いたします。 ○葬儀執行人名義の口座の分かるものをお持ちください。 ★高校生以下の児童を養育している父が亡くなった場合など、一定の要件に該当する場合「児童扶養手当」申請後、母子医療申請できます。 【受給者全員の保険証・認印・児童扶養手当認定証】 		
重度心身障害者等医療	<ul style="list-style-type: none"> ○受給者証、認定書をお返してください。 ○葬儀執行人名義の口座の分かるものをお持ちください。【保険証・認印・手帳・振込先口座】 		
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証をお返してください。 ★保険料は、再計算して後日お知らせします。 ★公的年金から特別徴収されている人は、通知に時間がかかる場合があります。 	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 介護保険係 (32-3507)

項目	手続きおよび【必要なもの】	場所	担当課
子ども手当 (公務員を除く)	○受給者の変更が必要です。 【新受給者名義の銀行口座・健康保険証の写し・印鑑】 ○亡くなられた受給者へ手当の未払いがある場合、未支払手当請求書を提出してください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 こども家庭 支援室 (32-2114)
児童扶養手当	○18歳以下の児童を養育している父が亡くなった場合、一定の要件に該当する場合に支給されます。ただし、遺族年金等を受けることができる方は、この手当を受給することはできません。 【母と児童(父死亡の記載のある)戸籍謄本・世帯全員の住民票・年金手帳・請求者名義の預金通帳・認印】 ★その他。状況によって必要書類が増える場合があります。		
特別児童扶養手当	○受給者が亡くなられた場合は、受給者の変更が必要です。【証書・認印】		
身体障害者手帳	○返還手続きが必要です。【身体障害者手帳・申請者の認印】	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障害者福祉 係 (32-2279)
療育手帳	○返還手続きが必要です。【療育手帳・申請者の認印】		
心身障害者 扶養共済制度	○亡くなられた方が、心身障害者扶養共済加入者の場合は、年金支給の申請を行ってください。 【死亡診断書・加入者の削除された住民票の写し・心身障害者及び年金管理者の住民票の写し・認印】 ○亡くなられた方の為に保護者が心身障害者扶養共済に加入されていた場合は、弔慰金が支給される場合があります。 【加入者の住民票の写し・障害者の削除された住民票の写し・認印】		
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過の福祉手当 受給者	○亡くなられた方が、左記の手当を受給されていた場合は、手続きが必要になります。 また、手当の未払い分がある場合は未支払い請求をして頂きますと、配偶者等の通帳に振り込まれます。 【認印・手当の振込みを希望される通帳(郵便局不可)】		
障害福祉サービス 受給者	○障害福祉サービス受給者証をお返しください。【受給者証】		
精神障害者手帳	○返還手続きが必要です。【手帳・申請者の認印】		
自立支援医療 (精神通院)	○返還手続きが必要です。【受給者証・申請者の認印】		

市民税	○市県民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住居地の市町村が課税することになっています。1月2日以降に死亡された方に対しては、その年の市県民税は課税されることとなります。	市役所1階 税務課内	税務課 市民税係 (32-3821)
固定資産税	○固定資産税が課税されていた人がお亡くなりになった場合、相続代表者届け出書が必要です。 ★上記は、登記の変更がなされるまでの間の納税通知書の送付先等の届出です。 ★登記の変更は、徳島地方務局088-622-4171にお問い合わせください。	市役所1階 税務課内	税務課 固定資産税係 (32-2115)
軽自動車	○原動機付自転車・小型特殊自動車については一度廃車し、新所有(使用)者名で再登録してください。ナンバープレート・新旧所有者の認印が必要です。(無料) ○上記以外のものについては 徳島運輸支局(050-5540-2074、250cc超二輪) または 軽自動車協会(088-641-2010、その他) にお問い合わせが必要です。	市役所1階 税務課内	税務課 諸税係 (32-3845)
市営住宅 入居者	○市営住宅に入居されている人が亡くなられた場合は世帯員異動届・明け渡し手続き等が必要です。 ★事前に住宅課32-2120へ連絡してください。	市役所2階	住宅課 (32-2120)
上水道	○水道使用者が亡くなった場合、名義変更又は使用中止届が必要です。 ★水道部32-6188へ連絡してください。	(住所) 田浦町字 中西85-1	水道部 (32-6188)
農地(田・畑)の 相続	○農地を相続等により取得した場合には、農業委員会にその旨の届出をしてください。 (平成21年12月15日に農地法が改正されました。)	市役所4階	農業委員会 (32-3810)

窓口にお越しの際は、本人確認書類(官公署等が発行した運転免許証、保険証など)と認印をお持ちください。

小松島市役所 代表 (0885) 32-2111
〒773-8501 小松島市横須町1番1号